

第2節 自然を愛する住みよい生活空間のまちづくり

生き生きとした活気あふれるまちには、動脈となる道路をはじめ、公共交通、河川、上水道などのインフラ*が不可欠です。公園・緑地や公営住宅の整備など、住みよい生活空間を確保しながら、町のパワーを引き出せるような土地利用を行い、町の活性化を図っていきます。

1 道路網の整備

町内及び周辺市町村へのアクセスを高めるための道路網の整備を推進し、住民生活の向上と活力あるまちづくりに努めます。

2 公共交通の整備

西鉄甘木線や甘木鉄道の利便性の向上、増便増発や駅周辺の整備、コミュニティバスの検討を進め、住民のニーズに沿った公共交通の整備を進めます。

3 公園・緑地の整備

町内に散在する地域資源をネットワーク的に一体化し、自然と調和のとれた町民に親しまれ、子どもや高齢者が安全に安心して遊べる公園・緑地の整備に努めます。

4 地域に開かれた河川づくり

本町の自然環境・景観を代表する河川を町民の共有財産と認識し、河川における安全性を確保するとともに、多自然型川づくりを推進します。

水害対策、治水、利水のための河川改修事業をはじめ、学習、健康づくり、癒しの場、交流拠点としての河川の利用など、新たな視点による河川の活用を推進します。

5 住宅の整備

誰もが安心できる住宅セーフティーネット*の充実や様々な要因による住宅に困窮する者に対して、公平かつ確な住宅が供給できるような町営住宅の役割を明確にし、柔軟な住宅セーフティーネットの構築を目指します。

交通インフラ・生活基盤インフラの優位性を活用して、町外からの転入を促進する施策を講じます。

6 水を大切にした生活環境の整備

快適な住環境を構築するため、町民の理解と協力を得ながら、上・下水道の普及促進に取り組めます。

7 土地利用と都市計画の推進

町内の各地域の特性や実情に応じた土地利用のビジョン*を持ち、適切な規制や誘導により無秩序な開発や用途の混住化を防ぎ、快適な住環境整備のために計画的な土地利用を図ります。

